貸株サービス申込書 兼 無担保確認書

【貸株サービス申込にあたっての承諾について】
・私は、「株券貸借取引に関する基本契約書」等及び「貸株サービス（株券貸借取引）申込書 兼 無担保確認書」について、電磁的方法により提供を受けること、及び電磁的方法により本サービスの申込を行うことを承諾します。
・私は、ウェブサイトに掲載されている貸株サービスの特徴、仕組み及びそのリスク等を十分に理解したうえで、マネックス証券との間で「株券貸借取引に関する基本契約書」及び「株券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」の内容に同意します。
・私は、貸株サービス（株券貸借取引）の特徴、仕組み及びリスク等に関し、ウェブサイトに掲載の説明の内容を確認、十分に把握のうえ、私の判断と責任において貸株サービスを利用します。

【無担保確認について】
・私は、マネックス証券と貸株サービス（株券等貸借取引）を行うにあたり、私がマネックス証券に株式等を貸し出す場合、原則無担保で貸し出すことに同意していることを確認いたします。ただし、私が信用取引口座を開設し、マネックス証券が信用取引における委託保証金としている代用有価証券を借り入れる場合、マネックス証券が機関投資家等へ貸し出している数量の代用有価証券の評価額と同額の金銭を担保金として私の証券総合取引口座に差し入れること、当該金銭は、信用取引における委託保証金としてマネックス証券に預託すること、当該金銭は引き出すことができないことを確認しました。

【貸株サービスにおけるリスク等について】
・私は、貸株サービスを利用するに際しては、マネックス証券との消費貸借取引により貸借料を受領する一方で、マネックス証券の信用リスクがあること、ならびに消費貸借取引により株式等の所有権が移転することから発生するリスクや留意すべき事項等について十分に理解したうえで、貸株サービスを申し込みます。

■マネックス証券からのご留意事項
貸株サービスは、以下の点に十分ご留意いただいたうえでお申込みください。
・配当金の権利はなくなりますが、当社より「配当金相当額」をお支払いいたします。この「配当金相当額」は、配当所得ではなく、雑所得（総合課税）扱いとなります。詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。
・株主総会の議決権や一定期間株式等を所有することで得られる権利は取得できません。
・株主優待権利は取得できません。
なお、上記三点の権利等は、お客様がウェブサイト上で「貸出さない」指示をすることで取得できます。詳しくは、ウェブサイト上「利用ルール」でご説明しておりますので、必ずご確認ください。

以上
（2020 年 11 月）